

医療費助成の 手続きを

忘

れていませんか？

市は、各種医療費の助成を行っています。

転入したばかり、忘れていたなど、対象になると思うけど、助成を受けていないという方はいませんか？助成を受けるには、手続きが必要です。

手続きに必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 市国保医療助成課医療助成グループ

乳幼児等医療費助成

乳幼児、小・中学生の医療費を助成

対象となる方と助成内容

【0歳児～小学6年生】

入院、通院ともに無料（小学4年から6年生までの通院は、平成29年10月診療分から対象）

【中学生】 入院無料

中学生の子どもが助成を受けるには申請が必要です。入院するときは忘れずに申請してください

重度心身障害者医療費助成

心身に一定の障がいがある方の医療費を助成

対象となる方

- 身体障害者手帳の等級が1級、2級、3級の方（3級は内部障がいに限る）
- 療育手帳の判定がA判定または重度の知的障がいと診断された方
- 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方

助成範囲

入院、通院（精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方は通院のみ）

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭や両親のいない家庭の18歳までの子どもと、母または父の医療費を助成

対象となる方

対象となる方

- ひとり親家庭などの18歳までの子どもとその母または父
- ひとり親家庭などで母または父の扶養を受けている18から20歳までの子どもとその母または父

助成範囲

子ども 入院、通院 母または父 入院

進学などで、引き続き扶養されている場合は、20歳まで延長できます。受給者証の有効期間を確認し、早めに手続きしてください

助成内容

通常、窓口負担は医療費の1から3割ですが、助成を受けると次の負担のみとなります

- 市民税課税世帯は、医療費の1割（上限額があります）
- 市民税非課税世帯は、初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復270円）
- 訪問看護基本料金の1割（上限額があります）

※複数病院の受診など、上限額を超えて支払った場合は、申請により払い戻しをします。

注意事項

乳幼児、小・中学生は、乳幼児等医療助成と同じ助成となります

いずれの助成も次の点に注意

所得制限があります

次の医療費は、原則として助成対象となりません。受給者証を提示しないようにしてください。受給者証を提示して受診した場合は、助成した医療費を返還していただきます

- 交通事故などの第三者の行為によるけが・病気
- 学校・幼稚園などの管理下におけるけが・病気

次の場合は、届出が必要です

- 健康保険証が変わった
- 転居した ● 氏名が変わった
- 所得の修正申告などを行った
- 生計維持者が変わった、その方の住所・氏名が変わった
- 受給者証を紛失・汚損・破損した